

定住自立圏の形成に関する協定書（素案）【名張市】

伊賀市（以下「甲」という。）と名張市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、人口定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、地域の特性を活かし、住民が安心して暮らせる圏域づくりを進めていくため、定住自立圏を形成することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する具体的な事項）

第3条 政策分野は、次に掲げるものとし、その取り組みの内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る連携、協力及び費用分担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取り組みを推進するため、連携及び協力を図り事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する事務の執行について必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を

経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添付して書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 三重県伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市
伊賀市長 岡 本 栄

乙 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地
名張市
名張市長 北 川 裕 之

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の推進	圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、関係機関と協議を図るとともに、救急医療の適正利用のための普及啓発に取り組む。	救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、乙と連携し、住民等への啓発等を行う。	救急医療体制維持に必要な支援を行うとともに、甲と連携し、住民等への啓発等を行う。

2 健康・福祉

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援事業の充実	安心して子育てできる環境を充実するため、子育て支援事業に係る連携拡大等に取り組む。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
高齢・障がい福祉事業の充実	高齢者及び障がい者が、住み慣れた圏域の中で自分らしく生活できるよう、各種事業に係る連携を図る。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。
健康づくり事業の充実	すべての住民が、住み慣れた圏域の中で生涯にわたり、いきいきと健康に暮らすことができるよう、各種健康づくり事業に係る連携を図る。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、乙と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。	事業の実施に必要な協議を行うとともに、甲と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。

3 教育

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
教育環境の整備	圏域内での高校進学については、連携自治体の多様な進学希望に対応できるよう、各自治体の枠を越えた進学先の拡大を進めることで、将来的な圏域内就職につながるよう取り組む。	乙と連携し、関係府県への働きかけを強化する。	甲と連携し、関係府県への働きかけを強化する。
文化・スポーツ活動の振興	各種事業の情報提供及び文化・スポーツ施設の相互利用を図りつつ、各種活動団体等が連携した圏域における文化・スポーツ活動の振興に取り組む。	圏域内の各種活動団体等の情報を収集し、乙と連携し、文化・スポーツ活動の振興を行う。	圏域内の各種活動団体等の情報の収集に協力し、甲と連携し、文化・スポーツ活動の振興を行う。
生涯学習活動の推進	各種事業の情報提供並びに生涯学習施設及び各図書館等の相互利用並びに各種指導者及びボランティアグループの養成等を図りつつ、圏域における生涯学習活動の推進に取り組む。	圏域内の各種事業の情報を収集し、乙と連携し、生涯学習活動の企画・運営を行う。	圏域内の各種事業の情報を収集し、甲と連携し、生涯学習活動の企画・運営を行う。

4 産業振興

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
就労支援と雇用の促進	圏域内の企業の周知を図ることで、圏域内企業への就業率を向上させるとともに、多様な就業形態を必要とする女性、障がい者、中高年齢者な	乙及び関係団体、関係機関との連携を強化し、雇用情報の収集及び提供を行い、雇用創出につながる	甲及び関係団体、関係機関との連携を強化し、雇用情報の収集及び提供を行い、雇用創出につながる

	どが希望する仕事に就けるよう能力開発及び就業へのマッチングに向けて取り組む。	活動を展開する。	活動を展開する。
企業立地の促進	圏域内での労働需要に対応した労働環境を整えるため、安定した魅力ある雇用の場の確保及び雇用創出に取り組む。	乙と連携し、産業集積の形成及び活性化に必要な取り組みを行う。	甲と連携し、産業集積の形成及び活性化に必要な取り組みを行う。
広域観光事業	圏域内の自治体及び各主体が連携し、圏域全体のPRや誘客事業を推進する。また、連携による新たな観光商品の開発に努め、圏域の観光交流人口の増加を目指す。	乙と連携し、観光情報の収集、発信を行うとともに、観光資源の発掘に努める。あわせて、圏域内外での各種イベントでPRする。	甲と連携し、観光情報の収集、発信を行うとともに、観光資源の発掘に努める。あわせて、圏域内外での各種イベントでPRする。
地域ブランド創造促進事業	圏域内の特產品等のブランド力を強化し、地域資源を最大限に活用したブランドの確立による情報発信及び販路開拓に取り組む。	圏域内の特產品等の情報を共有し、新たなブランドの掘り起こしを図るとともに、イベントでの共同出品など、乙と連携し、広くPRする。	圏域内の特產品等の情報を共有し、新たなブランドの掘り起こしを図るとともに、イベントでの共同出品など、甲と連携し、広くPRする。
鳥獣被害防止対策	圏域内での情報共有により、鳥獣被害の実態を把握し、圏域全体で有害鳥獣による農作物等への被害防止及び駆除に取り組む。	乙と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取り組みを行う。	甲と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取り組みを行う。

5 環境

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
不法投棄防止対策	圏域内で実施している環境パトロールを連携させることで、不法投棄の実態を把握し、圏域全体で不法投棄の再発防止に向けて取り組む。	不法投棄防止監視パトロール業務を乙及び関係団体と連携し、情報交換を行いながら、効率的な対策を講じる。	不法投棄防止監視パトロール業務を甲及び関係団体と連携し、情報交換を行いながら、効率的な対策を講じる。
ごみ処理の広域連携の強化	ごみ処理コストの軽減、リサイクルによる循環型社会の構築のため、可燃ごみの資源化を軸として、さらなる4Rの推進に取り組む。	乙と連携し、ごみ減量やリサイクルの推進等に取り組む。	甲と連携し、ごみ減量やリサイクルの推進等に取り組む。
木津川流域の環境整備	圏域内を流れる木津川の河川環境を整備するとともに、圏域全体で木津川の自然を発信する。	乙と連携し、木津川流域の保全・整備・活用に必要な取り組みを行う。	甲と連携し、木津川流域の保全・整備・活用に必要な取り組みを行う。

6 防災

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
広域連携による防災力強化	災害時における正確な情報共有及び圏域内の相互応援体制の整備として、災害備蓄品などの情報共有を図る。また、広域的な治水対策に取り組む。	甲の防災に関する情報を収集し、乙と共有する。また、圏域内の訓練実施等を検討する。	乙の防災に関する情報を収集し、甲と共有する。また、圏域内の訓練実施等を検討する。
相互応援体制の確立	各種災害に対して、被害を軽減するため連携自治体間で連携する。	乙と相互応援協定等により連携する。	甲と相互応援協定等により連携する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通対策	鉄道、バス等、圏域住民の交通手段の確保のため、公共交通機関の利便性の向上と利用促進を図る。	乙及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図る。	甲及び関係機関と連携し、地域公共交通の利用促進を図る。

2 デジタル技術の活用

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
地域情報の共有化の推進	圏域における地域情報を共有し、圏域内の自治体等の情報発信媒体を活用し、情報発信を図る。	圏域内の情報を収集し、乙に提供するとともに、圏域内外に発信する。	乙の情報を甲に提供するとともに、圏域内外に発信する。

3 交通インフラの整備

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
広域幹線道路等の整備促進	広域的な観点で国道等幹線道路や地域生活に密着した道路の整備を促進する。	乙と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上など、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。	甲と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上など、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。

4 地産地消

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
地産地消の推進と販路拡大	「道の駅」をはじめとする圏域内の主要施設などで、相互の特産品等の販売及びPRを行い、地場	乙と連携し、圏域内の特産品等の情報を共有し、広くPRを行い、学	甲と連携し、圏域内の特産品等の情報を共有し、広くPRを行い、学

	產品の消費拡大を図る。	校給食等への導入や圏域内外でのイベントへの共同出展など、販路拡大に取り組む。	校給食等への導入や圏域内外でのイベントへの共同出展など、販路拡大に取り組む。
--	-------------	--	--

5 地域内外の住民との交流

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
移住・交流施策の推進	圏域内への移住希望者が必要とする情報及び支援を的確に把握し、ニーズに合わせたサポートを検討する。また、相談窓口の設置及び圏域全体での情報発信に取り組む。	移住・交流を促進するための情報収集と施策の検討を行い、乙と共有するとともに、圏域として一体的な情報発信の取り組みを行う。	移住・交流を促進するための情報収集と施策の検討を行い、甲と共有するとともに、圏域として一体的な情報発信の取り組みを行う。
空き家の利活用	地域や目的に応じた空き家の利活用を推進するため、空き家バンクへの登録を促進し、連携自治体双方の情報を共有し、共同発信に努める。	圏域の空き家情報報を、空き家バンクを通して乙と連携し、共同発信する。	空き家情報について甲に情報提供するとともに、圏域内の情報を発信する。
公共施設の相互利用	それぞれの自治体で所有する公共施設について、行政区域を越えた相互利用を推進することで、圏域内外の住民の交流を図る。	乙の住民・団体に、甲が所有する公共施設の相互利用の促進を図る。	甲の住民・団体に、乙が所有する公共施設の相互利用の促進を図る。
交流拠点施設の活用などによる地域間交流	交流拠点施設の活用などにより、圏域住民の交流を図る。	乙と連携し、新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。	甲と連携し、新たなサービスの仕組みの検討及び構築を行う。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成・交流

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
圏域内職員の 人材育成	圏域内職員の能力及び 資質の向上を図り、双 方の組織力の活性化と 職員を育成するため、 合同で研修会等を実施 する。	圏域で実施するこ とが効果的な職員 向けの研修会等を 企画、実施すると ともに、乙が実施 する職員研修等に 参加する。	圏域で実施するこ とが効果的な職員 向けの研修会等を 企画、実施すると ともに、甲が実施 する職員研修等に 参加する。

2 外部からの人材確保

施策	取り組み内容	甲の役割	乙の役割
専門的な知識 経験を有する 人材の確保	各施策分野に関する専 門的知識及び多様な経 験を有する人材の採 用・招へいなどにより、 戦略的・重点的な施策 展開を図る。	乙と連携し、各政 策分野の取り組み に必要な知識を有 する専門家を招聘 する。	甲と連携し、各政 策分野の取り組み に必要な知識を有 する専門家を招聘 する。